

# 利用規約

## 第1条

本会則によって定める条項は株式会社 Reshao（以下「会社」といいます。）が運営する全ての施設（以下、総称して「本スタジオ」といいます。）に適用されるものとします。

## 第2条

1. 本店舗に入会できる方は、次の各要件を満たし、本店舗の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

- (1) 各会員種別において別途定める資格を満たす方。
- (2) 健康状態に異常がなく、医師等により運動を禁じられておらず、本スタジオの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを会社に申告いただいた方。
- (3) 本会則に同意いただいた方。
- (4) 暴力団関係者でない方。
- (5) 過去に会社により除名の通告を受けていない方。なお、除名された際の原因が改善されるなどの場合で、会社が検討した結果、再入会資格を認めることがあります。
- (6) 会社が別途定める審査手続きにおいて入会資格が認められた方。

2. 会員は、会社に対し、現在または将来にわたって、自らが以下各号に定める暴力団などの反社会的勢力に該当しないことを保証します。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含む）
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ
- (6) その他前各号に準ずるもの

## 第3条

本店舗に入会する方は所定の入会手続きを行い、本店舗の承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

## 第4条

会員は、本店舗の定める入会金を、所定の方法で本店舗に支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

## 第5条

本店舗は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本店舗の定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
2. 本店舗の施設・機材・備品を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本店舗が定める規則に違反したとき。
4. 本店舗の名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本店舗の合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本店舗が、社会通念に照らし、本店舗会員としてふさわしくないと認めたとき。

## 第6条

会員は、本店舗の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本店舗が定めるものとします。(月会費は、会員が本店舗の会員資格を有する限り、現実に本店舗の施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

## 第7条

1. 会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本店舗に所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本店舗の事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
2. 一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本店舗の定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。
3. 休会の際は、休会事務手数料として1,000円(税抜)をお支払いいただきます。

## 第8条

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本店舗に所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本店舗の事務手続き上、翌々月扱いになります。

## 第9条

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本店舗に来店のうえ所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本店舗の事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本店舗が退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

## 第10条

本店舗は、定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、建物整備、その他本店舗の都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

## 第11条

会員は、次の各号に該当する場合、その会員権利を喪失します。

1. 退会手続きが完了したとき。
2. 勤務先の会社により除名されたとき。
3. 会員本人が死亡したとき。
4. 個人の破産・民事再生・会社更生・会社清算の申立があったとき。または任意整理の申出があったとき。

## 第12条

1. 会員が本スタジオの諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、会社は、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. 会員が本スタジオの諸施設の利用中または利用後に心身に障害を生じ、または事故等が発生した場合であっても、会社及び施設スタッフは、故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
3. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、会社は、会社に故意または重大な過失がある場合を除き一切関与しません。
4. スタジオ内での盗難・紛失に関して、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社は責任を負いません。

## 第13条

会員が本スタジオの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が該当損害に関する責を負うものとします。

## 第14条

会員は、本スタジオ内および本スタジオ近隣地域にて次の各号に該当する行為をしてはなりません。

1. 他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます。）や施設スタッフ、本スタジオ、会社を誹謗中傷すること
2. 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束するなどの行為
3. 大声・奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐなどの威嚇行為や迷惑行為。
4. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる行為。
5. 本スタジオの諸施設・器具・備品の損壊や備え付けの備品の持ち出し。

6. 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかけるなどの行為。
7. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
8. 痴漢・のぞき・露出・唾を吐くなど、法令や公序良俗に反する行為。
9. 刃物など危険物の本スタジオへの持ち込み。
10. 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
11. 高額な金銭、貴重品の本スタジオへの持ち込み。
12. 本スタジオの秩序を乱す行為。
13. その他、会社が会員としてふさわしくないと認める行為。

#### 第 15 条

本店舗は、次の事由により本店舗の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本店舗の業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

#### 第 16 条

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本店舗の施設を利用するものとします。
2. 本店舗は、会員が本店舗の施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本店舗の責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の店舗内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、本店舗において、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本店舗の事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

#### 第 17 条

本店舗は、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本店舗は改定日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

#### 第 18 条

本規約は 2024 年 4 月 1 日より施行します。